



年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者

住 所 和歌山市七番丁23番地

氏 名 和歌山 太郎

電話番号 090-0001-1111(母)

日中に連絡がつく番号を記入ください。

次のとおり、私立幼稚園等副食費給付費の支給を受けたいので、和歌山市私立幼稚園等副食費給付費支給要綱第6条の規定により申請します。支給対象となった場合には、次の指定口座に振り込んでください。

なお、本支給の決定に当たって、必要な範囲で、申請者及び申請者の世帯員の税務情報等の公簿及び対象児童の私立幼稚園等における在籍の状況等について、和歌山市が関係施設等に調査等を行うことについて同意します。

対象児童	ふりがな	わかやま じろう
	氏名	和歌山 次郎
	生年月日	令和〇年〇月〇日
	幼稚園等の名称	わかやま幼稚園
申請理由	該当する理由の番号を○印で囲んでください。 <input checked="" type="radio"/> 1 市町村民税所得割合算額が77,100円以下である者 <input type="radio"/> 2 第3子以降	
添付書類	給付対象経費に係る領収書の写し	
金融機関名	金融機関名	〇〇銀行
	支店名	〇〇支店
	口座種別	<input checked="" type="radio"/> 普通 当座 ※該当する種別を○印で囲んでください。
	口座番号	0 0 0 1 1 1 1
	フリガナ	ワカヤマ タロウ
	口座名義人	和歌山 太郎

※副食費助成の対象者は次の1か2に該当する方です。

【1に該当する場合】  
園児の父母等の市民税の所得割額を合算した額が77,100円以下の世帯(年収約360万円未満) ※下記「市民税の見方」参照

【2に該当する場合】  
小学校3年生以下の兄・姉から数えて対象児童が3子目以降

副食費助成の上限額は、月額4,700円です。

金融機関名、支店名、預貯金種別、口座名義、口座番号の記載されたページの写しを添付してください。

※中表紙(表紙を1枚めくったページ)が該当します。

【市民税の見方】

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
所得	給与所得		所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
所得	その他の所得計		所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
所得	雑損		所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
所得	医療費		所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
所得	社会保険料		所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引

市民税	所得割額⑥	66300
市民税	均等割額⑦	
市民税	特別徴収税額⑧	

市民税の所得割額を判定する世帯所得の時期は4月分から8月分までの副食費については前年度、9月分から翌3月分までの副食費については当該年度の市町村民税所得割額です。

市民税が特別徴収(給与天引き)されている方の市民税所得割額は、⑥の金額です。

ただし、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除がある方は⑥にそれらの控除額を加算しますのでご注意ください。住宅借入金等特別税額控除については摘要欄に記載されています。